高齢期の住まいに関する県の計画があります!

高齢期の住まいについてより詳しく知りたい、県がどんな取り組みをしているのか知りたい方、是非計画をご覧ください。

神奈川県高齢者居住安定確保計画 【概要】 6和6年31

計画期間 2024(令和6)年度から2033(令和15)年度までの10年間(原則5年ごとに見直し)

目指すところ

人生100歳時代に向けて、高齢者が安心していきいきと暮らせる 「いのち輝く住まいまちづくり」の実現

3つの柱から取組を展開

- □ 住み慣れた地域に住み続けるための環境づくり
- □ 暮らしを支えるための高齢者向け住宅や施設の整備
- □ 住まいの確保に困っている方への支援

計画の見方・活用方法



コラム

- 1 高齢者が住み慣れた地域で住まい続けるための環境の整備
- (1) 住み慣れた地域における継続居住の実現
- ア 高齢期の安心・安全な住まいの確保の促進
- (7) 高齢期における住まい・住み替えに関する相談体制の充実 【新規・重点施策】
- (4) 健康寿命の延伸を実現する温熱環境等に配慮した住まいづくり
- (ウ) バリアフリー住宅への住み替えやリフォーム等の促進
- (エ) 自宅の適正な管理の推進【新規施策】
- (オ) リバースモーゲージやリースバック等の情報提供
- (カ) I o T技術等を活用した健康管理や見守りサービスの普及促進 【新規施策】

(2) 住まいにおける介護の充実

- ア 住まいにおけるケアの適切な提供
- (7) 居宅生活支援サービスの適切な提供と円滑な運営
- (イ) 様々な介護の情報の適切な提供
- (ウ) 認知症高齢者への支援施策の充実



空き家にしない『わが家』の終活ノート

高齢者の持ち家が空き家となり、管理不全となることを未然に防止するため、居住支援協議会が作成した冊子です。また、高齢者の家族にも向けた、冊子の説明動画を YouTube で配信しています。

- (主な掲載内容>
- ・空き家問題の解説(周辺地域への影響等)
- ・書き留めてもらう事項(利活用、処分の方法等)
- ・各種制度の解説(家族信託、任意後見制度等)
- ・相続に関する相談窓口の一覧

県ホームページのURL

県ホームページをご覧ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/akiya/index.html#endingnote

「神奈川県高齢者居住安定確保計画」に関する詳しい情報は、



神奈川県 確保計画

に盛り込んでいます。

も掲載しています。

を閲覧できます。)



高齢者向け住宅の一例

項目ごとに施策の目安となる介護度

読みたい内容を探す際に参考にして

自立 主にプレシニアやアクティブシニアの方

施策に関連する内容のコラムを随所

また、コラムのさらに詳しい内容を

検索できるよう、URLやQRコード

(インターネットで計画を見られる

方は、URLのクリックで記載ページ

要支援 主に生活等の支援を必要とする方

要介護主に介護や支援を必要とする方

を示しています。

<計画 P16-17>

下さい。



知らないと損!?



「高齢期の住まい方」 今から考えてみませんか?

いざという時、考える時間や余裕はありません



知っておきたいこと

STEP

01 どんな選択肢があるのか知っておく



自分のため、家族のため、**30秒でできるフロー図で 高齢期の住まい方を確認**してみる



次のページへ

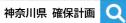
STEP

02「相談窓口がある」ことを知っておく



住まいや介護について、確認・相談したいことがある時は、是非一覧を参考に して下さい。

窓口の一覧は、こちらのQRコードからご覧いただけます。■



巻末記載の「神奈川県高齢者居住安定確保計画」にも一覧を掲載しています。

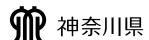
STEP

03

家族や友人、身近な人に自分の意思を伝えておく



ご自身の希望や意思を身近な人に伝えておくことが大切です。 自宅に住み続けたい、介護が必要になったら施設に入りたい、などの将来 のビジョンは変化するため、定期的に見直すことも必要です。



県土整備局建築住宅部住宅計画課(内線6539)・福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課(内線4835) 横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話(045)210-1111(代表)

